

◆経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

【現状】

- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」^(注)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成28年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。

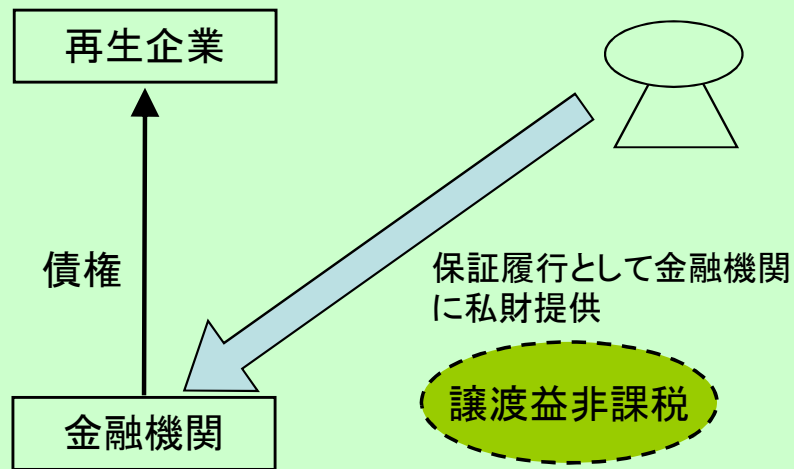
【改正概要】

引き続き、中小事業者の再生を支援する必要があることから、再生企業の保証人となっている経営者が私財提供を行う場合の特例措置について、適用対象者を限定^(※)した上で、適用期限を3年間延長する。

^(※)平成21年12月4日(中小企業金融円滑化法の施行日)から平成28年3月31日までの間に、債務について金融機関から貸付け条件の変更を受けた法人に限定

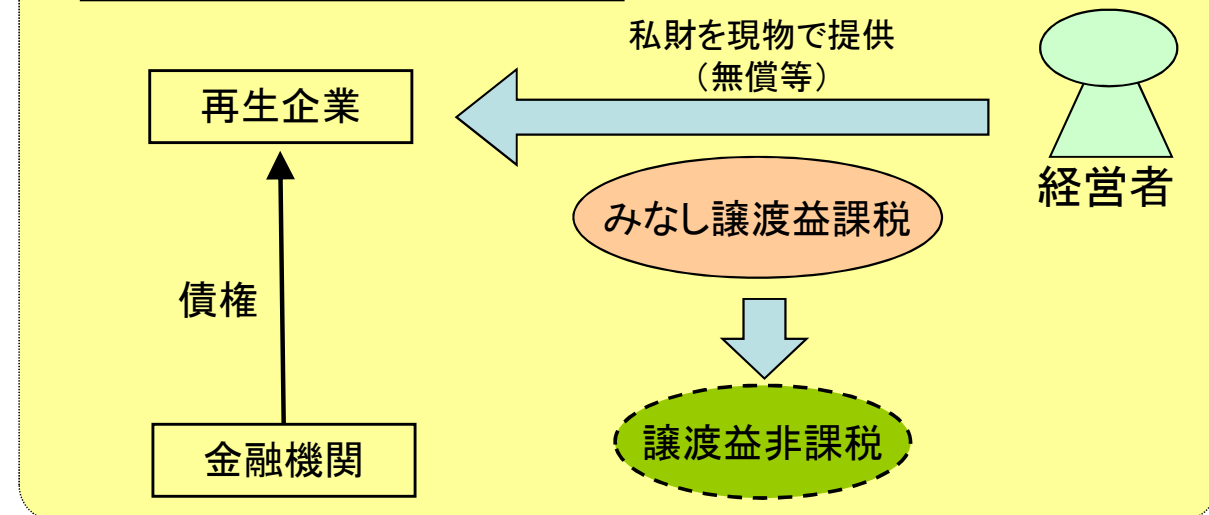
【これまでも認められていたもの】

○金融機関に直接私財提供



【25年度改正により認められたもの(適用期限を3年延長)】

○再生企業に対して私財提供



(注)一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。